

公共交通によるアクセスの利便性が高い地域は、以下のとおりです。

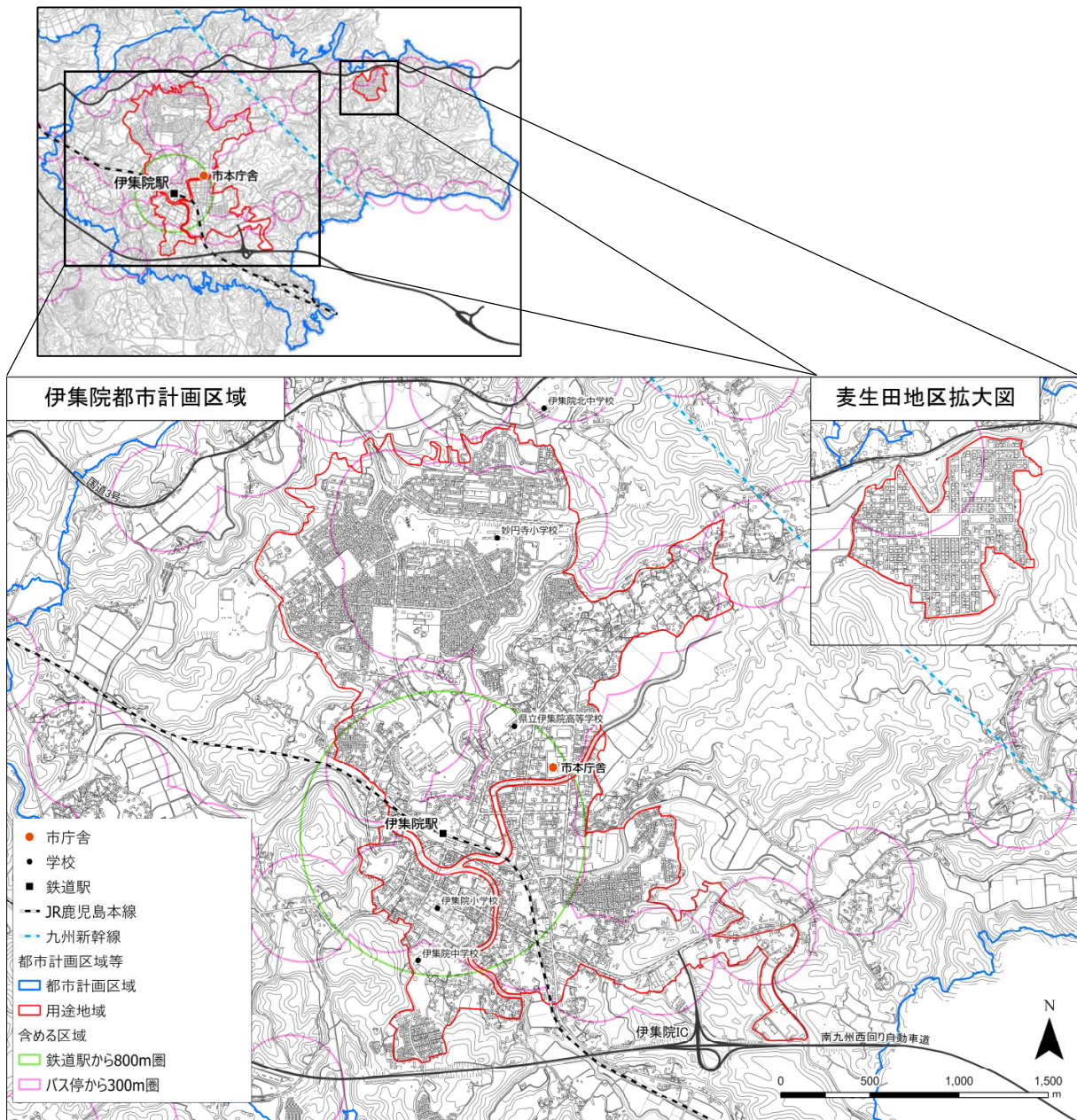


図 伊集院都市計画区域の公共交通利用圏(鉄道駅800m圏、バス停300m圏)

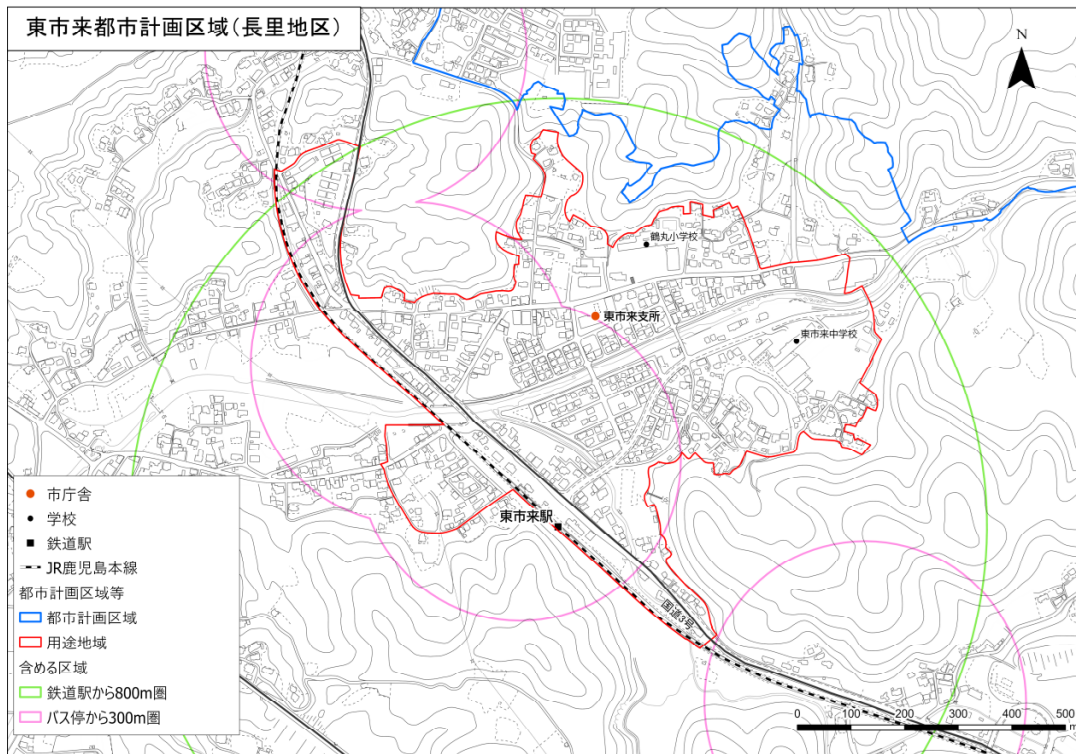
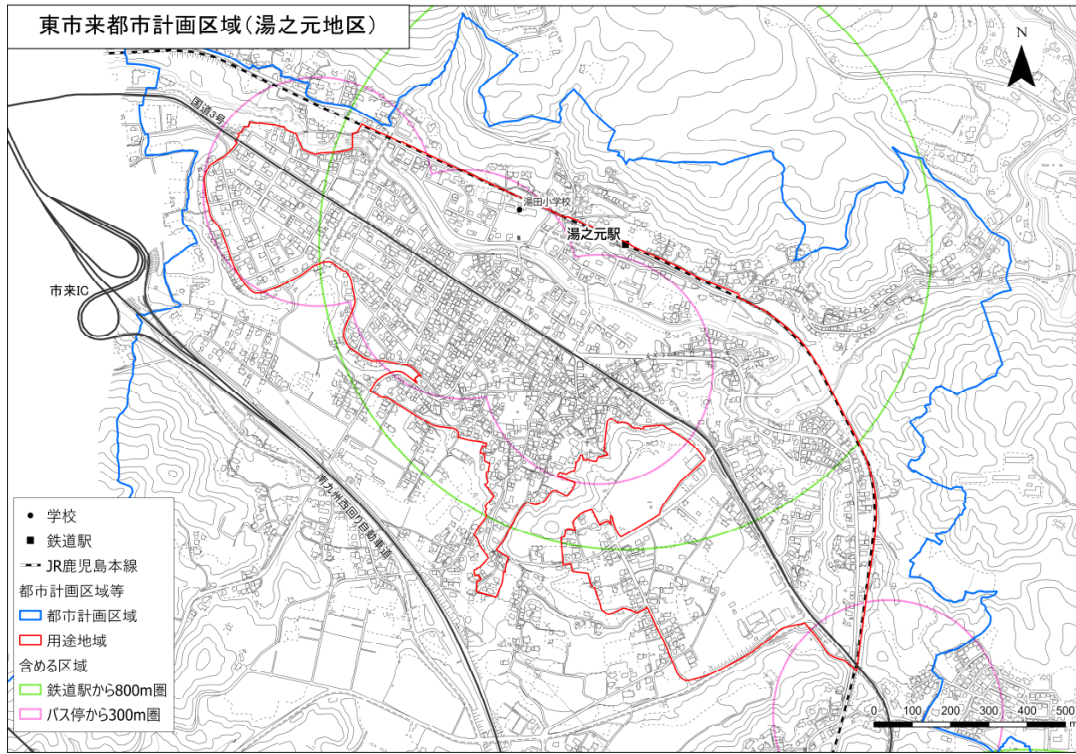
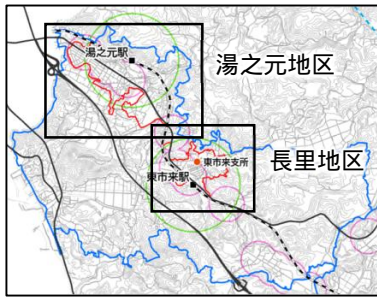


図 東市来都市計画区域の公共交通利用圏(鉄道駅800m圏、バス停300m圏)

都市機能の徒歩圏及び交通アクセスの徒歩圏を重ね合わせ、メッシュごとに評価した結果は、以下のとおりとなります。都市機能が集積しており、公共交通によるアクセスの利便性が高い5点以上の地域を都市機能誘導区域の候補地と設定します。

伊集院都市計画区域では、伊集院駅を中心として、都市機能誘導区域の候補地がみられます。

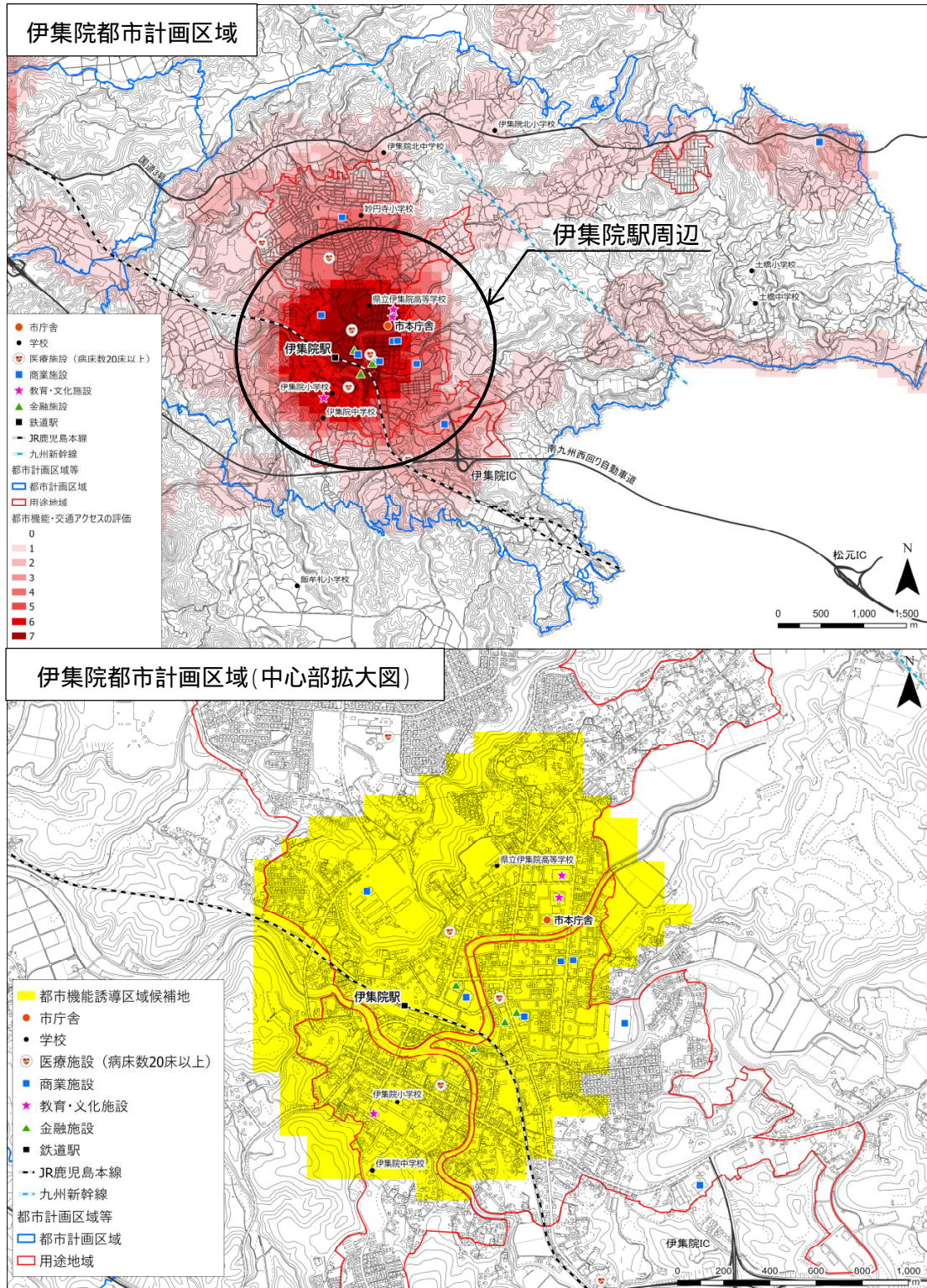


図 伊集院都市計画区域の都市機能の評価及び都市機能誘導区域候補地
(黄色は5点以上の候補地)

東市来都市計画区域では、湯之元駅周辺を中心として、都市機能が集積しており、かつ交通アクセスの利便性が高い5点以上の評価となる都市機能誘導区域の候補地がみられます。

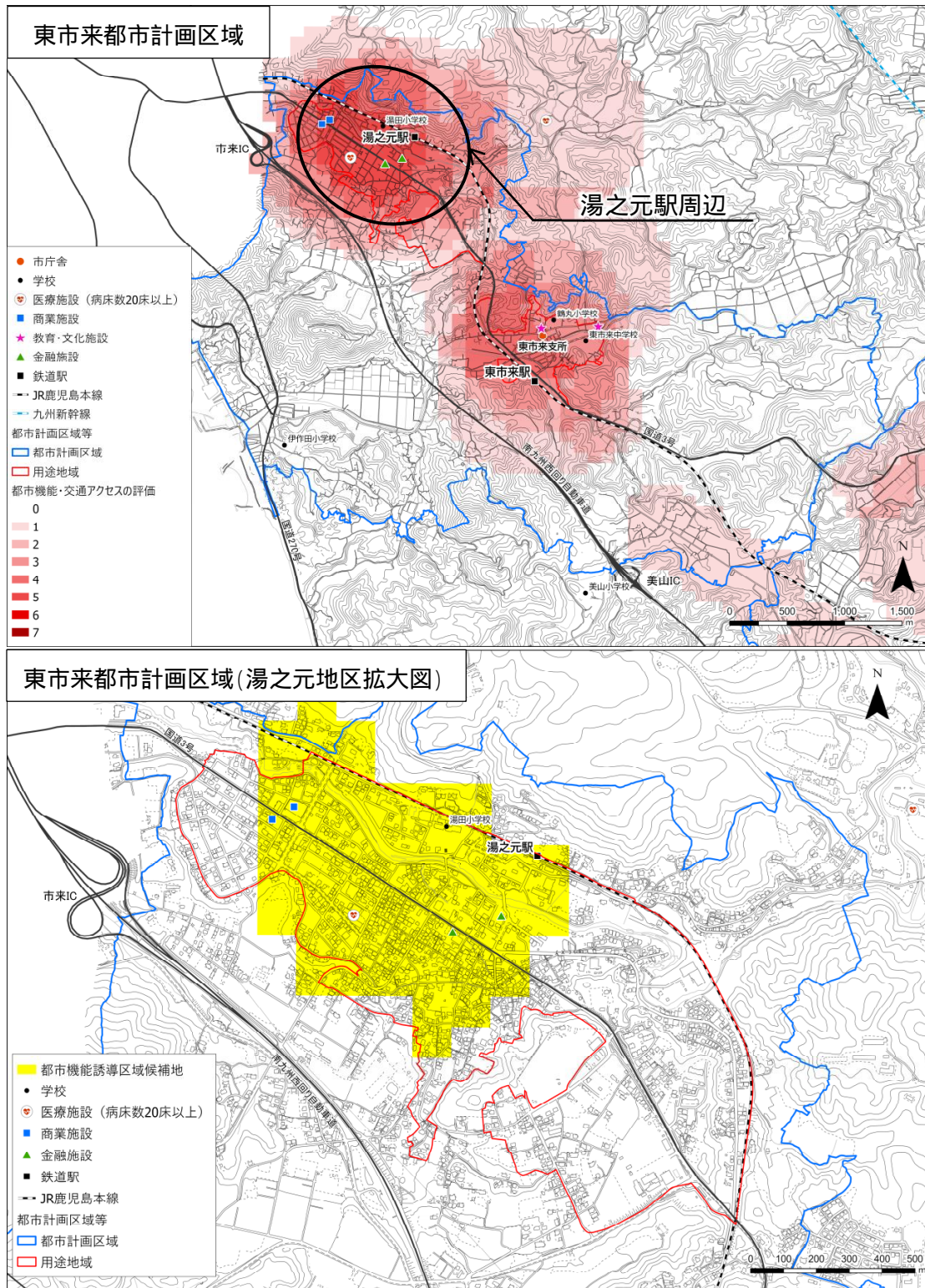


図 東市来都市計画区域の都市機能の評価及び都市機能誘導区域候補地
(黄色は5点以上の候補地)

- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章
- 第7章
- 資料編

(2) 都市機能誘導区域の設定 (STEP2)

都市機能誘導区域の候補地から、用途地域界や地形地物を考慮し、都市機能誘導区域を伊集院地区、湯之元地区に設定します。なお、湯之元地区は、土地区画整理事業の事業中であることから、区画整理後の道路構成と都市計画道路の決定状況を考慮し、誘導区域を設定します。

設定した区域は、以下のとおりとなります。

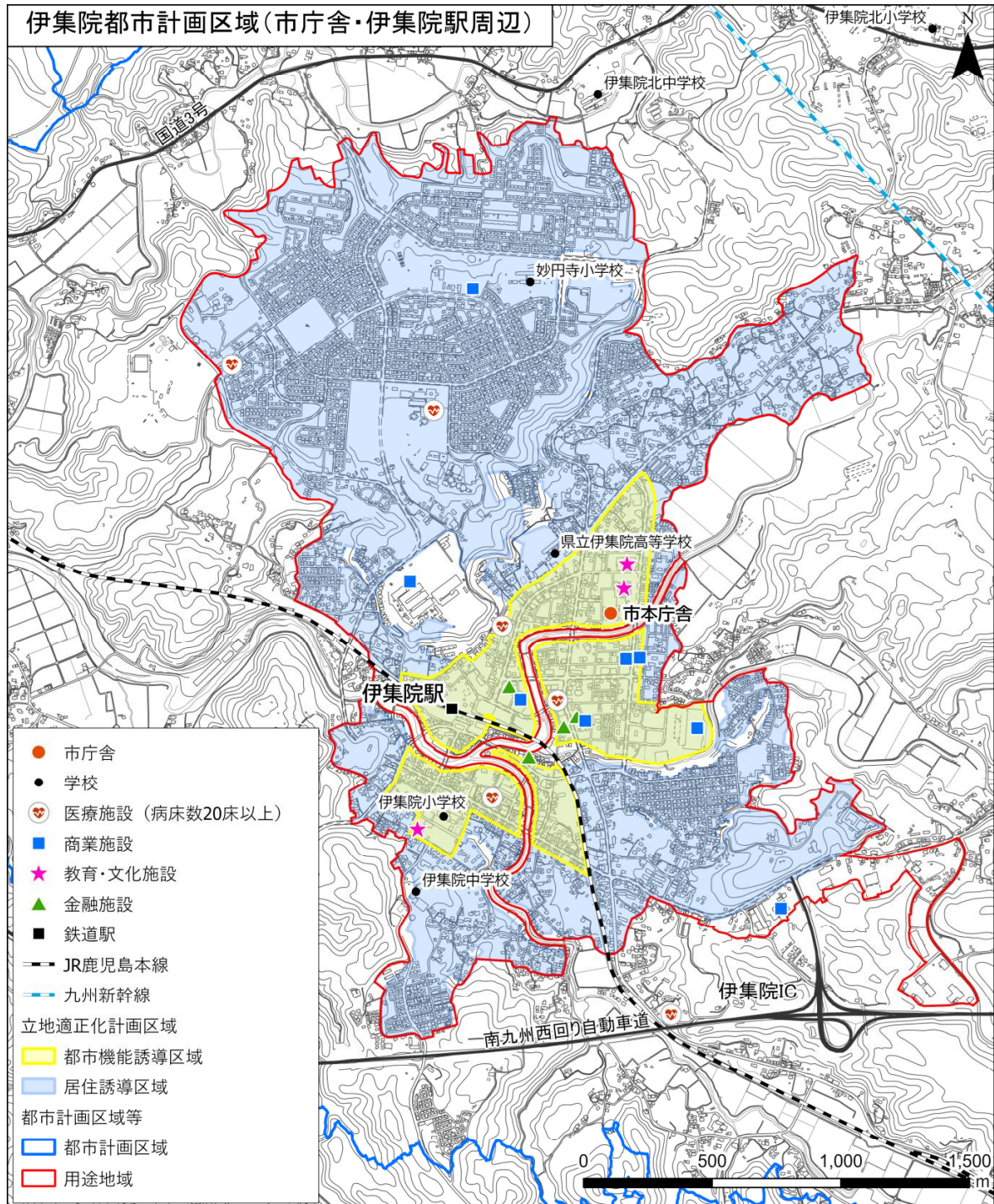


図 都市機能誘導区域(伊集院都市計画区域伊集院地区)

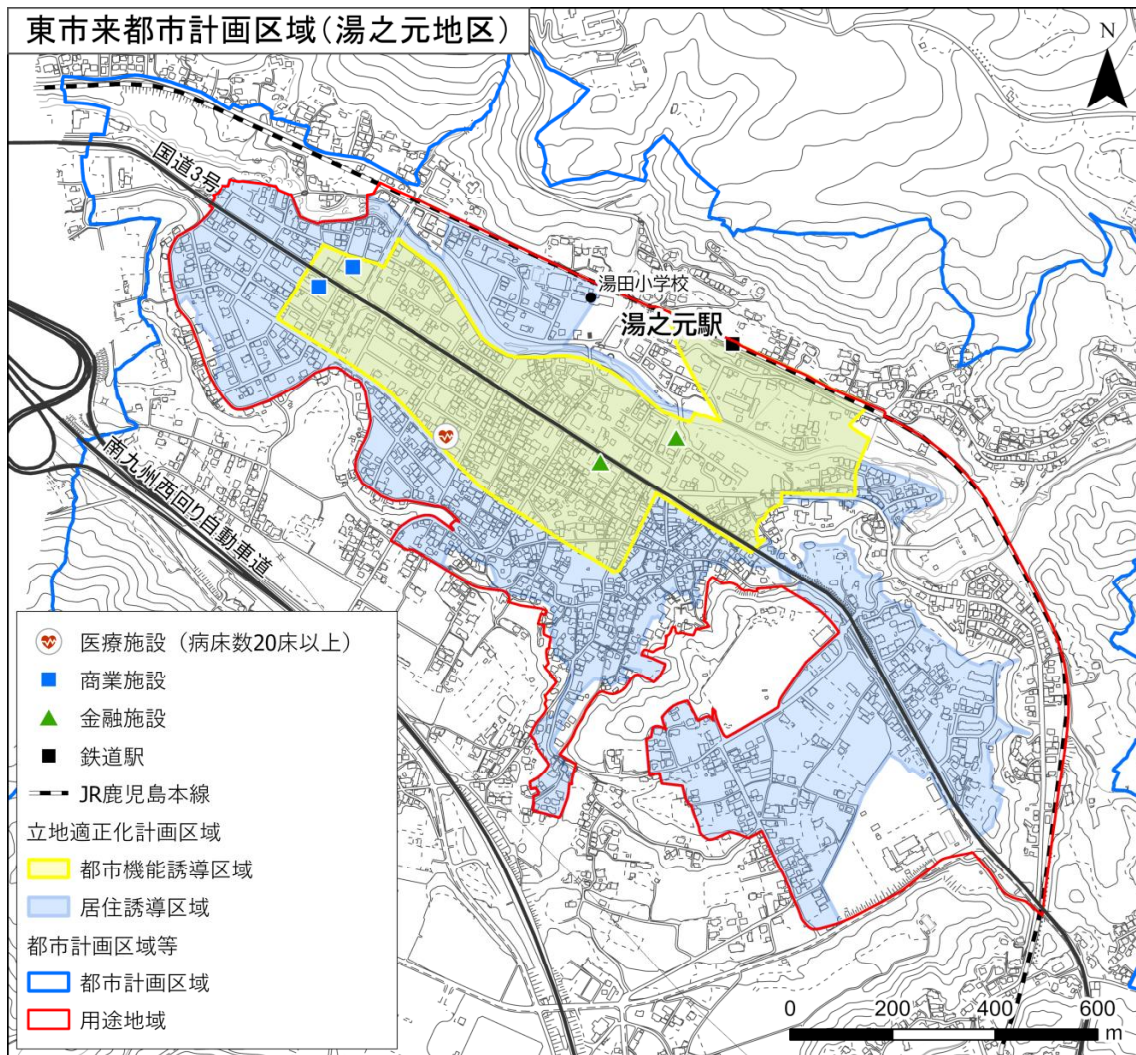


図 都市機能誘導区域(東市来都市計画区域湯之元地区)

表 都市機能誘導区域の面積一覧

都市計画区域	用途地域	都市機能誘導区域	用途地域に占める誘導区域の割合
伊集院都市計画区域	553.0 ha	71.8 ha	13.0%
東市来都市計画区域	165.3 ha	31.5 ha	19.1%

4 - 3 - 4 誘導施設の基本的な考え方

誘導施設は、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設(医療、福祉、商業施設など居住者の利便のために必要な施設)のことで、都市機能誘導区域における現在の配置状況を勘案し、区域に必要な誘導施設を定めます。

誘導施設の検討に当たっては、考え方のフローを下記のとおり設定しました。

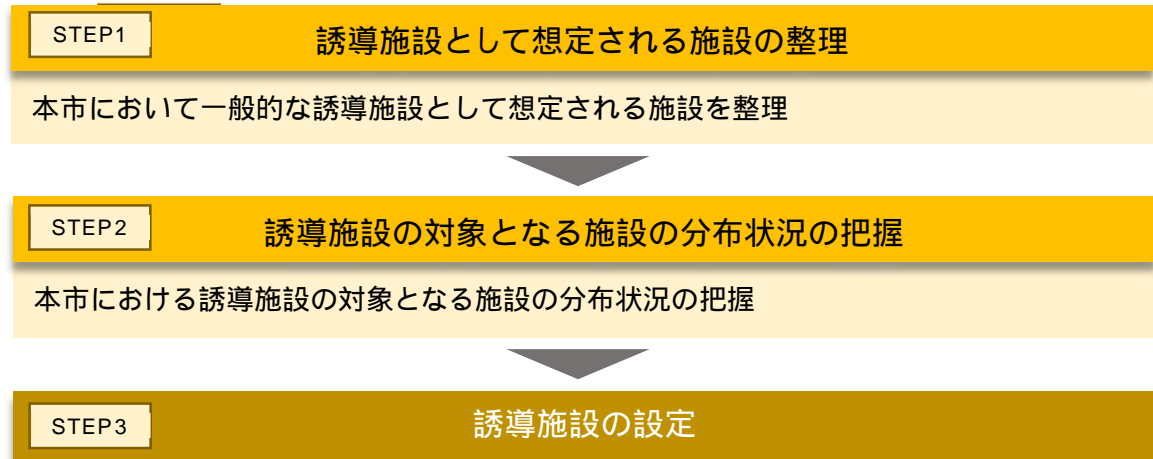


図 誘導施設設定のフロー

(1) 誘導施設として想定される施設の整理 (STEP1)

本市において誘導施設として想定される施設は、下記の表のとおりです。

表 誘導施設として想定される施設

機能	誘導施設	施設の候補
行政機能	・行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設	・市庁舎
医療機能 介護・福祉機能	・病院・診療所等の医療施設、通所介護サービス事業所等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設	・病院(病床数20床以上) ・診療所 ・保健センター ・地域包括支援センター ・通所系・訪問系介護施設 ・総合福祉センター・老人福祉センター ・障がい者等基幹相談支援センター ・障害福祉サービス施設・通所施設
子育て機能	・子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設	・こども家庭センター ・地域子育て支援センター ・保育所 ・幼稚園 ・認定こども園 ・放課後児童クラブ等
教育・文化機能	・集客力があり、まちのにぎわいを生み出す図書館、博物館等の文化施設	・図書館 ・文化会館 ・社会教育施設 ・体育館
商業・金融機能	・スーパーマーケット等の店舗、銀行等のサービス業を営む商業施設	・相当規模の商業施設 ・スーパーマーケット(1,000㎡以上) ・銀行、信用金庫、郵便局等

出典:立地適正化計画作成の手引き(国土交通省)より加筆

(2) 誘導施設の対象となる施設の分布状況の把握 (STEP2)

本計画策定時点で、誘導施設の対象となる施設の分布状況を以下のとおり整理しました。

表 誘導施設の対象となる施設の分布状況

機能	対象施設	伊集院地域		東市来地域	
		都市機能誘導区域内	都市機能誘導区域外	都市機能誘導区域内	都市機能誘導区域外
行政機能	市庁舎		-	-	
医療機能	診療所・クリニック				
	病院(病床数 20 床以上)				
介護・福祉機能	通所系・訪問系介護施設				
	総合福祉センター 老人福祉センター	-	-		-
	地域包括支援センター		-	-	-
	基幹相談支援センター		-	-	-
子育て機能	こども家庭センター		-	-	-
	地域子育て支援センター	-		-	
	保育所				
	認定こども園			-	
	幼稚園				
教育・文化機能	放課後児童クラブ				
	図書館		-	-	
	文化会館等		-	-	
	中央公民館		-	-	
	地区公民館				
商業機能	体育館		-	-	
	コンビニ等の小規模店舗				
金融機能	スーパーマーケット (1,000 m ² 以上)				-
	郵便局				
	銀行		-		-
	信用金庫		-		-

:立地している施設

(3) 誘導施設の設定 (STEP3)

誘導施設の設定に当たっては、都市機能誘導区域に立地することで市民全体の利便性の向上に寄与する施設を設定します。その際、既存の誘導施設についても今後も維持・継続すべき施設として誘導施設とします。

特に商業機能は、市民アンケートの結果より、各地区において要望が高いことから、既存施設の維持に加え、新規の誘導を図ることとします。

また、本市の子育て世帯を対象としたこども・子育てニーズ調査の結果より、子育て機能として「子育て支援拠点施設」の誘導施設として設定します。

その他の誘導施設は、以下のとおり設定しました。

表 誘導施設の設定内容

機能	対象施設	定義	伊集院地区	湯之元地区
医療機能	病院 (病床数 20 床以上)	医療法第 1 条の 5 第 1 項に定める施設 ¹		
介護・福祉機能	地域包括支援センター	介護保険法第 115 条の 46 第 1 項に定める施設		-
	基幹相談支援センター	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条の 2 第 2 項に定める施設		-
子育て機能	こども家庭センター	児童福祉法第 10 条の 2 に定める施設 ²		-
	子育て支援拠点施設	児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項に定める施設 ³		-
教育・文化機能	中央図書館	図書館法第 2 条に定める図書館		-
	文化会館	日置市文化施設条例に定める文化会館		-
	中央公民館	社会教育法第 24 条に定める施設		-
	体育館	日置市体育施設条例に定める体育館		-
商業機能	大規模小売店舗 (店舗面積 1,000 m ² 以上)	大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項に定める大規模小売店舗 ⁴		
金融機能	銀行	銀行法第 2 条に定める銀行 ⁵		
	信用金庫	信用金庫法第 4 条に基づく事業免許を受けて金庫事業を行う信用金庫 ⁶		

:維持・誘導を図る施設

- 1 医療法において、「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20 人以上の患者を入院させるための施設を有する者をいう。
- 2 児童福祉法において、こども家庭センターは、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設である。
- 3 児童福祉法において、地域子育て支援事業とは、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業である。子育て支援拠点施設は、市全域の市民を対象として事業を行う施設とする。
- 4 大規模小売店舗立地法において、「大規模小売店舗」とは、小売業を行うための店舗で店舗面積（小売業を行うための店舗の用に供される床面積）が基準面積（1,000 m²）を超えるものをいう。
- 5 銀行法において、「銀行」とは、第 4 条第 1 項の内閣総理大臣の免許を受けて銀行業を営む者をいう。
- 6 信用金庫は、地域の住民が利用者・会員となって互いに地域の繁栄を図る相互扶助を目的とした協同組織の金融機関をいう（出典：一般社団法人全国信用金庫協会）。

4 - 4 居住環境維持拠点及び拠点誘導機能の設定

4 - 4 - 1 居住環境維持拠点の考え方と設定

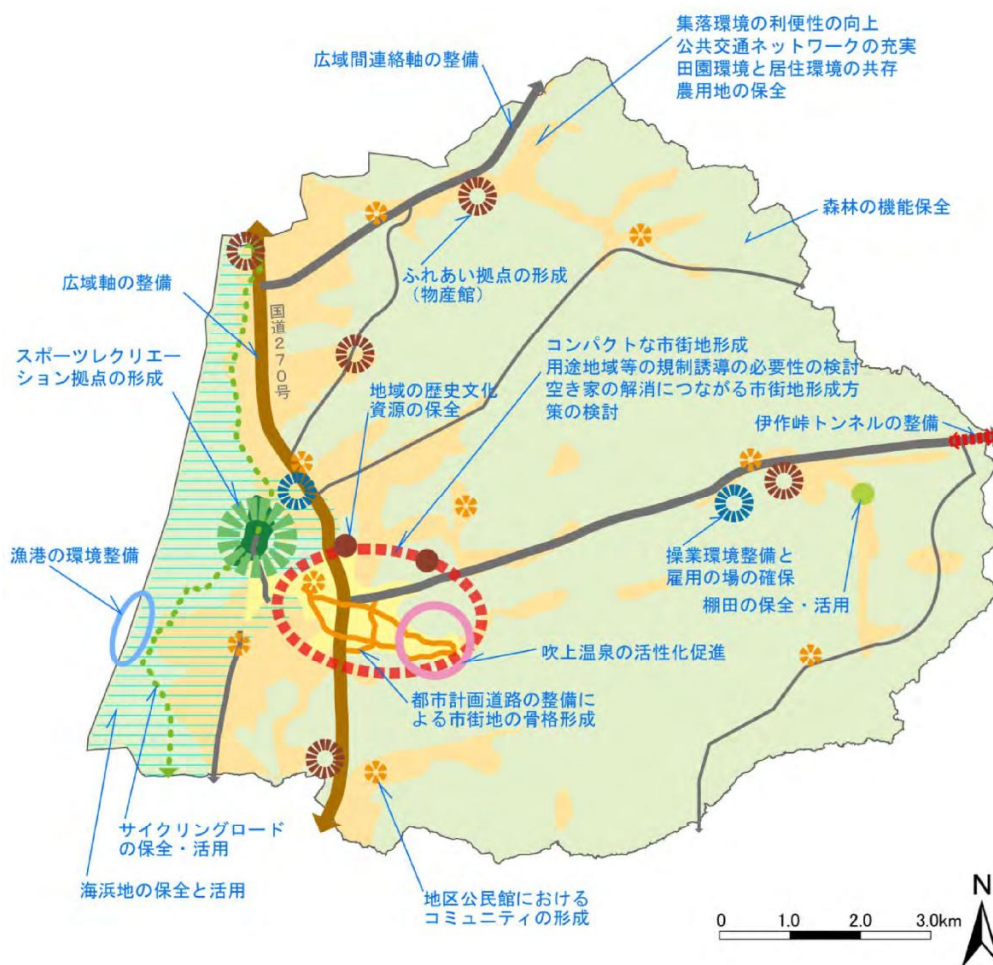
吹上地域は一定の人口や都市機能が集積しており、「日置市都市計画マスタープラン」においても地域の拠点として位置付けられ、支所周辺にコンパクトな市街地形成を図ることが示されています。

また、「日置市都市計画マスタープラン」において、吹上地域の土地利用は、『今後の立地動向の進展によって市街地部の建物用途の混在による環境低下を防ぐための規制・誘導方策の検討が必要である』と位置付けられていることから、居住誘導区域等の区域指定は、用途地域指定と同時、または用途地域指定後に、地域の動向を勘案し必要に応じて検討を行うため、現時点では明確な区域設定は行わないこととします。

よって、本計画では「日置市都市計画マスタープラン」と調和し、今後も良好な居住環境を維持することを目的として、地域の拠点となる吹上庁舎から半径800m 徒歩圏を本市独自の居住環境維持拠点として設定します。

吹上地域の整備方針

都市計画マスタープランでは、下記のとおり吹上地域の方針を設定しています。



出典: 日置市都市計画マスタープラン(H31.3)

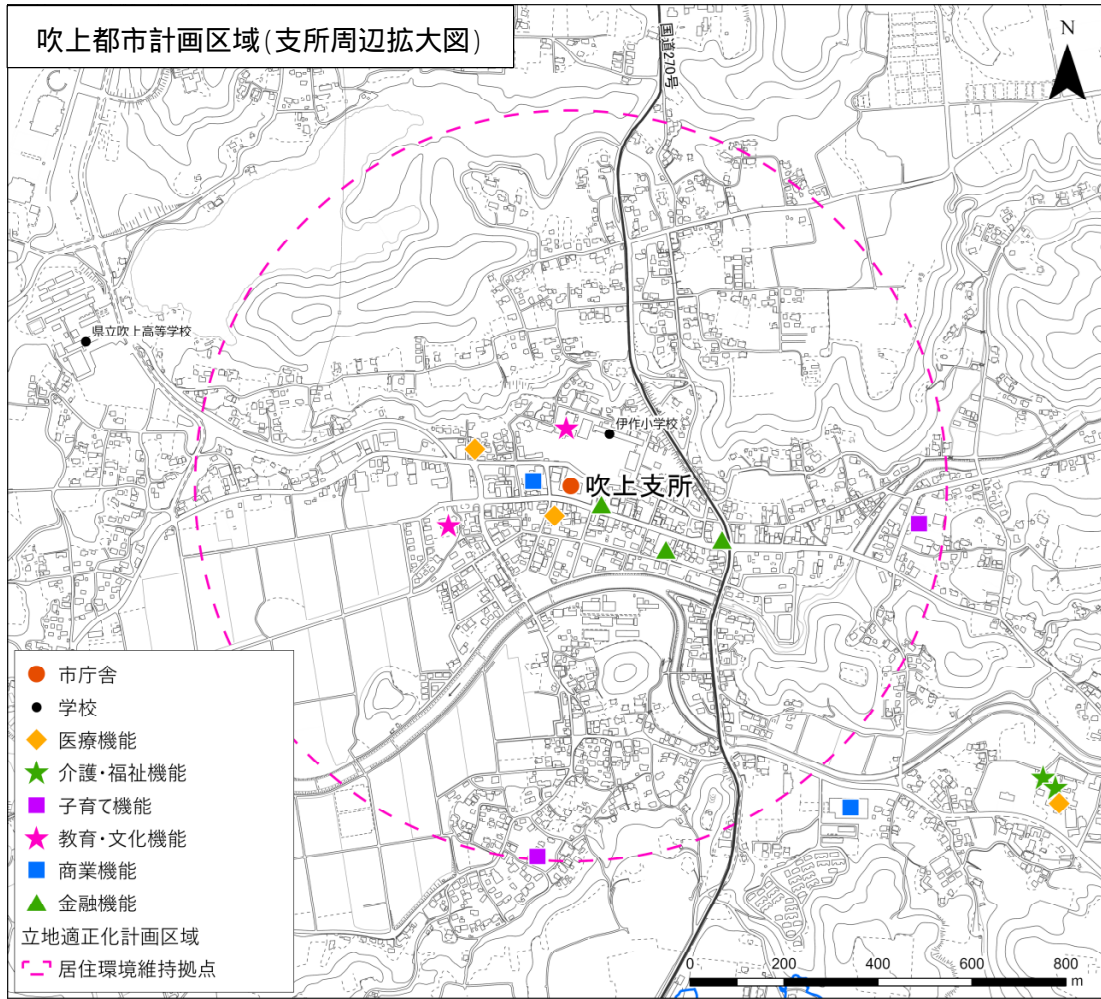


図 居住環境維持拠点(吹上地区)

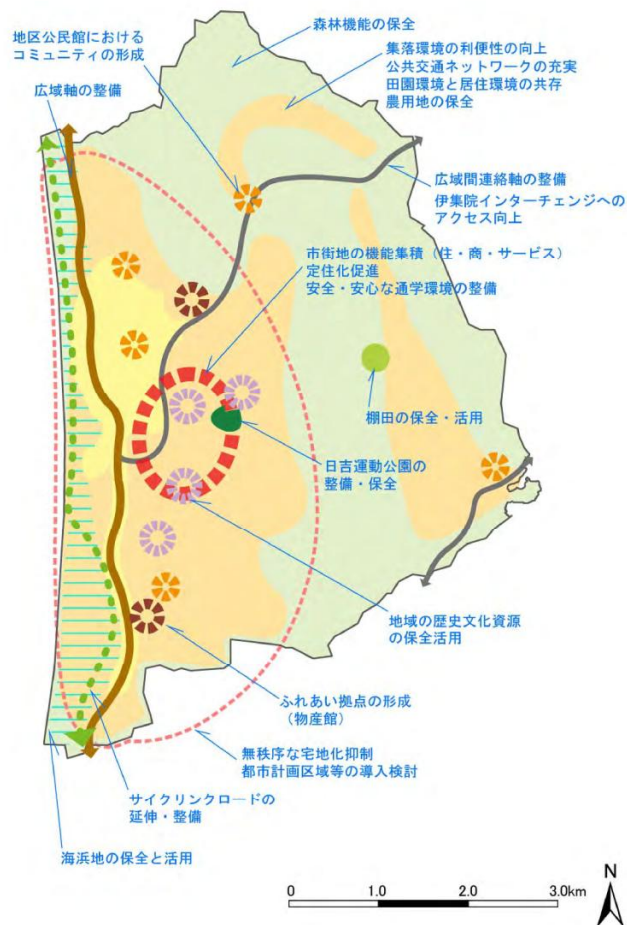
日吉地域は、都市計画区域外ですが、生活を支える都市機能が立地し、一定の市街地を形成しています。

また、日吉地域は、「日置市都市計画マスタープラン」においてもまちなか拠点として位置付けられており、機能集積を図ることが示されていることから、本計画では、居住環境維持拠点を設定します。

居住環境維持拠点の設定に当たっては、日吉支所や日吉老人福祉センター、その他の都市機能の立地状況や市街地の形成状況を考慮し、地域の中心部に位置する旧日吉小学校跡地を改修した複合施設「日日 nova」から半径800mの徒歩圏を本市独自の居住環境維持拠点として設定します。

日吉地域の整備方針

都市計画マスタープランでは、下記のとおり日吉地域の方針を設定しています。



出典：日置市都市計画マスタープラン(H31.3)

日日 nova(ひびのば)とは...

令和5(2023)年に廃校となった日吉小学校跡を利用して開発された交流施設です。自然に囲まれた開放的な空間で仕事ができるコワーキングスペースやオフィススペースの他に、飲食店やイベントスペースもあり、多くの人が集う施設として親しまれています。



画像：市ホームページ

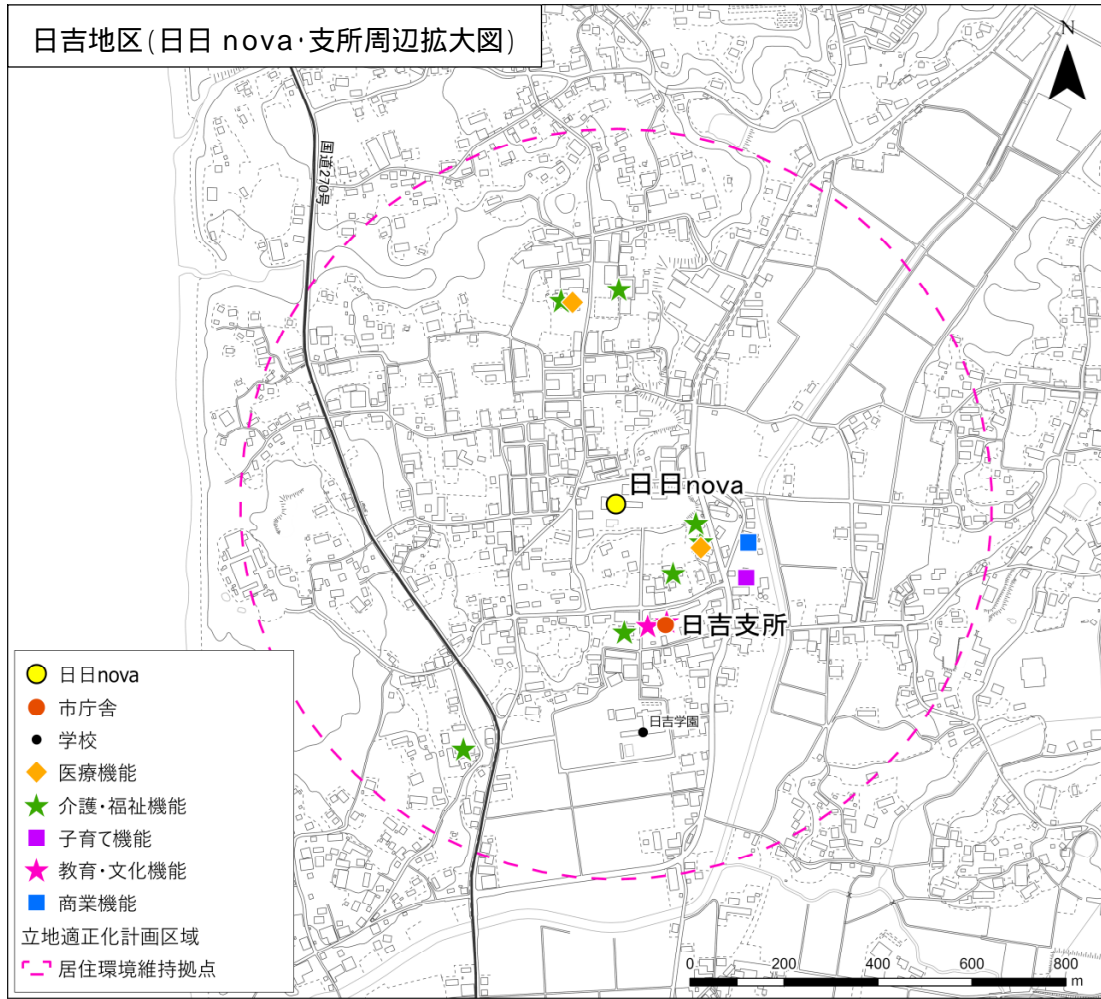


図 居住環境維持拠点(日吉地区)

4 - 4 - 2 居住環境維持拠点における拠点誘導機能の設定

居住環境維持拠点である吹上地域及び日吉地域に対して、将来にわたって良好な居住環境を維持することを目的として、本市独自の誘導する機能を設定し、その維持・誘導を図る施策を実施します。誘導機能は、拠点にあることで地域住民の**居住環境維持に資する6つの機能**を設定します。

設定した維持・誘導する都市機能とその必要性を以下の表のとおり整理しました。

表 維持・誘導する機能とその必要性

機能	主な施設	誘導機能としての必要性
医療機能	診療所・クリニック	地域住民がアクセスしやすい場所に立地することで、市民の健康的な暮らしに寄与し、居住環境を維持する施設であることから維持・誘導を行う。
介護・福祉機能	通所系・訪問系介護・福祉施設	地域住民がアクセスしやすい場所に立地することで、市民の居住環境の向上に寄与し、地域の福祉の拠点となりうることから維持・誘導を行う。
子育て機能	保育所・幼稚園・認定こども園	拠点外の市内に広く立地しているが、拠点に立地することで拠点性を高め、地域住民の居住環境の向上に寄与することから維持・誘導を行う。
教育・文化機能	公民館・図書館	地域住民がアクセスしやすい場所に立地することで、地域のにぎわいを生み出すことから維持・誘導を行う。
商業機能	食品スーパー等の小売店舗	地域住民がアクセスしやすい場所に立地することで、拠点の生活利便性を高めることから維持・誘導を行う。
金融機能	銀行・信用金庫	拠点に機能を維持することで、居住環境の維持に寄与することから維持・誘導を行う。

グループホームや特別養護老人ホーム等の入居・入所系施設は、施設外からの利用者を想定しないため、誘導機能の対象外とします。なお、多機能型グループホームは通所・訪問系施設であるため、誘導機能の対象とします。